

○財務省告示第二百三十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年六月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第八十一 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	円	額面金額で百三十七億千五百 円	百三十七億四千九百四十四万九 百四十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十一年六月八日	額面金額百円につき百円二十八 銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年〇・八パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、払 込 金 額
に 加 え、次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{80}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額（ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所
得税の税率を乗じた金額）を
控除することができる。

十三
初期利子

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{1} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子以

償還期限

償還金額

元利支

払込期日

平成二十一年六月八日

日本銀行

額面金額

平成二十六年三月二十日

利息を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払期におい

毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利息を支払う。